

生徒心得

常に羽島北高校生としての自覚と誇りをもち、勉学に精励するとともに校則に従い、高校生として健全な学校生活を送ることができるよう努める。

1. 欠席・遅刻及び早退

- (1) 欠席・遅刻・忌引等は前もって保護者が電話等で連絡する。
- (2) 始業後に登校したときは、遅刻理由書の所定欄に記入し、生徒指導室の職員から許可を得て、教科担任に提示し、授業を受ける。生徒指導の職員が不在の時は、職員室の職員の許可を得る。携帯電話・スマートフォンは終業まで生徒指導室に設置された保管ロッカーに保管する。
- (3) 早退するときは、あらかじめ早退届書の所定欄に記入し、担任の許可を受ける。病気等の事由による場合は、養護教諭、または保健体育担当職員の指導を受けてから手続きをとる。
- (4) 公欠の場合は、公欠届書に記入し、担任及び該当教科担任の印をもらう。

2. 生活

(1) 校内生活について

- ア 携帯電話・スマートフォンは、始業から終業まで、各クラスに設置された保管ロッカーに保管する。
- イ 携帯電話・スマートフォン以外の情報通信端末等についても、保管ロッカーに保管する。
- ウ 多額の金銭や学習にとって不必要なものは持ってこない。
- エ 所持品には必ず記名し、自己管理を徹底する。
- オ 無断で校外に出ない。やむを得ず用事などで校外に出る場合には、必ず担任の許可を得る。

(2) 校外生活について

- ア 飲酒、喫煙はしない。また、アルコール類を中心に扱っている飲食店（居酒屋など）への出入りは原則禁止とする。
- イ 特別の事情によりアルバイトをする場合は、必ず届出をする。
- ウ 不慮の事故やトラブル、問題行動等が発生した時は速やかに学校又は担任に連絡する。
- エ スマートフォン等の通信機器の利用については、被害者にも加害者にもならないように正しく利用する。特に、住所や氏名、写真などの個人情報を安易に掲載したり、他人を誹謗中傷したりすることがないように注意する。

3. 通 学

- (1) 登下校時は、交通規則を遵守し、公衆道徳をわきまえる。
- (2) 学校周辺では指定された通学路を通る。
- (3) 自転車通学者は、自転車を整備し、事故のないように心がける。
- (4) 事故に遭遇した場合は人命救助を優先し、冷静に判断・行動する。

ア 事故を起こした時

被害者の救済・安全確保 → 救急隊119番・警察110番へ連絡する。
相手の連絡先を聞き、家庭・学校に連絡する。

イ 事故被害にあった時

安全確保 → 相手の連絡先を聞く。どんな軽傷の場合でも必ず家庭・学校に
連絡する。

ウ 事故を目撃した時

被害者の救済・安全確保 → 相手(加害者・被害者)の車のナンバー・車種・
色・車名・相手の特徴をメモする。救急隊・警察・家庭・学校に連絡する。

(5) 不審者・変質者への対応について

不審者・変質者等の出没については、時間帯や場所が様々であり、だれもが被害者になる可能性があるため、特に注意する。

ア 明るいうちに、できるだけ家の近くまで複数で帰宅する。

イ 遅くなる時は、必ず家の人に迎えに来てもらう。

ウ 人通りの少ない道はできるだけ通らない。通学路の再点検をする。

エ 登下校中も周りに気を配ることができるよう、イヤホンで音楽を聴きながらの歩行やスマートフォンを操作しながらの歩行はしないようにする。

オ 不審者に遭遇した時は、大声を出し、近くの民家や商店に助けを求め、速やかに110番通報をする。(できれば相手の特徴や、自動車のナンバーや色などを把握しておく。)

4. 生徒指導部の許可を要する事項

- (1) 自転車通学をする場合
- (2) 卒業前に自動車学校へ入校する場合
- (3) やむを得ない事由により規定以外の服装(異装)をする場合

5. 届出を要する事項

次の場合は、ただちに担任、生徒指導部まで届け出る。

- (1) 金品の遺失及び拾得、もしくは盗難に遭った場合
- (2) 学校の器具や施設・設備を紛失または破損した場合
- (3) 暴行・脅迫・恐喝・SNS等での個人情報掲載や誹謗中傷などの被害を受けた場合
- (4) 交通事故に遭って被害を受けたり、また他に危害を与えたりした場合

- (5) 校外で補導を受けた場合
- (6) 特別の事情によりアルバイトをする場合

6. 特別指導の対象となる事項

- (1) 飲酒・喫煙・薬物の使用・暴力・窃盗・器物損壊等、法令によって禁止されている行為や、情報モラル違反、他人に迷惑を及ぼすような言動をすること。
- (2) 定期考査等で不正行為を行う、または不正行為を幫助すること。
- (3) 風紀上、不健全な場所へ出入りすること。
- (4) 許可なく運転免許を取得すること。
- (5) 以上のほか、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した行為をすること。

7. 羽島北高等学校服装規程

身だしなみは、清楚・清潔・端正であることを心がけること。

詰襟 タイプ	冬服	上着 シャツ ズボン	黒色の標準学生服とする。 校章入りボタンを前に5個、袖に各2個、左襟に校章バッジをつける。 規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）とする。 黒色の標準学生ズボンとする。
	夏服	シャツ ズボン	規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）とする。 黒色の標準学生ズボンとする。
ジャケ ット タイプ	冬服	ジャケット シャツ リボンタイ スカート	規定のジャケットとする。 規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）とする。 規定のリボンタイ（紺色刺繍入り）とする。 規定のスカート（刺繍2カ所入り）とする。 スカート丈は膝の中程とする。
	夏服	シャツ リボンタイ スカート	規定のカッターシャツ（紺色刺繍入り）または規定のオーバーブラウス（紺色刺繍入り）とする。 着用してもしなくてもよい。 規定のスカート（刺繍2カ所入り）とする。 スカート丈は膝の中程とする。

通学靴	通学に適した靴（スリッパ・サンダルは禁止）とする。
上履き	規定の学年色のスリッパとする。
靴 下	色は、黒・紺・グレー・白を基調としたものとする。
カーディガン	防寒用として、制服の下に着用してもよい。色は、黒・紺・グレーを基調としたものとする。
タイツ	防寒用として、タイツを着用してもよい。
コート類	防寒用として、コート類を着用してもよい。
頭 髪	カール・パーマ・染髪などの加工はしない。
その他	ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・カラーコンタクトなどの装飾品はしない 化粧、マニキュアなどはしない。 特別な事情がある場合には家庭から担任に申し出る。

※異装について 特別の事情がある時は「異装届」を提出し、学校の許可を受けること。